

川口市立並木小学校

いじめの防止等のための基本的な方針



令和4年4月1日
川口市立並木小学校

目次

はじめに	1
第1 並木小学校基本方針の策定	1
第2 いじめの防止等のための対策に関する事項	2
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策	2
（1）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	2
（2）いじめ対応教員の任命	3
（3）本校におけるいじめの防止等に関する措置	3
2 重大事態への対処	7
（1）重大事態への対処の流れ	7
（2）川口市教育委員会又は本校による調査	7
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	1 1

はじめに

「川口市立並木小学校いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「並木小学校基本方針」という。）は、いじめ防止等の対策を明示することで、児童・保護者・教職員・地域でその取組や効果を共有し、より実効性のあるものを目指すものである。

また、児童の尊厳を保持する目的の下、国・県・市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定及び川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（平成28年川口市条例第70号。以下「条例」という。）第6条に基づき、川口市いじめの防止等のための基本的な方針（令和2年6月改定。以下「川口市いじめ防止基本方針」という。）を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第1 並木小学校基本方針の策定

いじめ防止対策推進法13条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校では、法の趣旨を踏まえて、国、県、市の基本方針を参酌し、実情に応じた本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

並木小学校基本方針では、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

さらに、取組の実効性を高めるため、並木小学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。具体的には、以下のとおりとする。

- 1 法第22条に基づき並木小学校いじめ問題対策委員会（以下「いじめ問題対策委員会」）を設置する。定期的に開催する生徒指導部会と兼ねる。
- 2 並木小学校基本方針に基づく取組の状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、年度末に基本方針を振り返り改善していく。
- 3 年度末に取組、活動を振り返り、次年度への改善策を示す。
- 4 生徒指導年間計画に「いじめ防止」に関する項目を設定する。
- 5 道徳、特別活動の年間指導計画に「いじめ」に関わる項目を明示し、教員の意識を高めるとともに、効果的な指導を研究する。
- 6 心の教育の中心として道徳を位置付け、教科書やその他の資料を活用し、「いじめをしない子」「人権意識の高い子」を育成していく。
- 7 「生活アンケート」の実施により児童の実態把握を定期的に行う。
- 8 いじめの早期発見・早期対応に努め、認知したいじめについて共有するとともに市教委へ報告する。（定期・臨時報告）
- 9 埼玉県いじめ撲滅強調月間（11月）では、児童会を中心に「いじめゼロ」を呼びかけ、標語やポスター等に取り組み、児童の意識を高めるとともに、「いじめゼロサ

ミット」へ参加し、他校との交流から学ぶ機会をつくる。期間中、道徳の学習では「いじめ」や人権に関わる内容の教材を指導する。

- 10 並木小学校区民生委員・児童委員・主任児童委員・学校職員連絡会を開くことにより地域との連携を深める。
- 11 地域行事等の参加をととして、地域・学校応援団との協力体制を構築する。学校行事、懇談会・面談等を通して保護者家庭との信頼関係を醸成する。
- 12 いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制整備の策定に当たり、自校の課題を洗い出して教職員や学校関係者の認識の共有化を図る。
- 13 「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間計画を組織的、計画的に実行する。
- 14 児童の様子や変化等を見抜く力を高めるため、生徒指導に関する全体研修を行う。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止対策推進法第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「並木小学校いじめ問題対策委員会」を設置する。いじめ問題対策委員会は、生徒指導部会を母体とし、個々の事案に応じて学級担任等も加えることができるものとする。

また、いじめ問題対策委員会は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

いじめ問題対策委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとし、必要な場合には公平性・中立性を確保するため、川口市教育委員会との連携を図り、第三者の参加について相談する。ただし、川口市教育委員会が本校の組織における調査が困難と判断した場合には、川口市教育委員会の川口市いじめ問題調査委員会による調査を行うものとし、その調査に協力する。さらに、いじめ問題対策委員会では、本校の基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者・地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。

いじめ問題対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ① 並木小学校いじめ問題対策委員会は、いじめ対応における中心的な組織とする。
- ② 構成員は校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任（いじめ対応教員）・学年生徒指導担当・養護教諭等とする。必要に応じて担任や関係教職員、専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラー等を構成員に加える。
- ③ いじめ問題対策委員会は委員会の年間活動計画の作成・実行・検証・修正をする。
- ④ いじめの相談、警察や関係諸機関への通報の窓口とする。
- ⑤ 委員会を中心に情報収集や情報共有を行い、職員全体の共通理解・共通行動を図る。
- ⑥ いじめの加害・被害児童への指導、保護者対応を行う。

(2) いじめ対応教員の任命

条例第12条に基づき、校長は、当該学校におけるいじめの防止等に関する責任体制を明確にするために、年度当初より「いじめ対応教員」を任命する。

いじめ対応教員は、校長の命を受け、以下の事項を担当する。

- ① いじめに関する情報を教職員で共有するために必要な措置を講ずること。
- ② 児童、保護者、その他市民等からのいじめ（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）に係る相談に応じ、校長の指導の下、助言その他の措置を速やかに行うための会合を開催すること。
- ③ いじめ防止等のための措置を講ずるため、必要な場合には、並木小学校いじめ対策委員会を招集すること。
- ④ いじめの事実があると疑われる場合において、担任等と連携し、いじめの事実の有無に関する調査をし、必要な措置を講ずること。
- ⑤ 子ども関連団体又は関係機関等に対し、いじめの防止等のために必要な措置及び協力依頼について管理職へ提案すること。また、校長の指導の下、それらの機関と連携して、いじめに関する調査又は調整活動を行い、これらの機関に協力すること。

(3) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、川口市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

① いじめの防止

いじめはどの児童にも起こり得るという事実を踏まえ、全児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を充実させ、未然防止に努める。未然防止の基本として、児童が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、道徳や特別活動を中心とした日常の指導を通して、子供たち自身が「いじめを許さない」という気持ちをもつとともに、互いに声を出し、行動で示していくなど、自浄作用を高め、いじめを容認させない風土づくりを進めていく。

『きらり川口いじめゼロサミット』からの「いじめ絶対ゆるさない宣言」や川口市いじめ問題対策協議会からの提言などを踏まえ、全校をあげて、いじめの未然防止、いじめの早期対応に取り組む。また、『ライフスキルかわぐち』を年間指導計画に位置付けることで、集団の一員としての自覚や自尊感情を育み、心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、川口市人権教育推進協議会発行の「人間であること」や埼玉県教育委員会発行の「人権感覚育成プログラム」を活用し、児童生徒の人権に対しての正しい理解と人権感覚の育成に努めるとともに、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても触れるようにする。加えて、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

ア 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている児童の立場で指導・支援を行うために、

(ア)児童の悩みに寄り添い、児童の出すサインをあらゆる機会を捉えて見逃さない

よう努める。

(イ)自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生し得るという危機意識をもつ。

(ウ)いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。

いじめに関する事例の分析によると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
 - ・教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
 - ・教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合
- などがあることに十分留意する。

(エ)指導を振り返る機会として「事故・不祥事等防止のためのチェックリスト」を学期末に実施する。(不祥事防止研修会・倫理確立委員会)

(オ)「保護者による体罰調査」「学校評価アンケート」を、児童が傷つくような発言等の不適切な指導がないかを点検する機会とする。

イ 学級づくり

学校生活の大半は学級生活である。いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要である。

(ア)児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。

- ・児童の気持ちを共感的に受け止める。「先生は自分のことを分かってくれる。」
- ・居場所をつくる。「ここは安心できる。」「居心地がいいな。」
- ・見守る。「いつもどこかで先生は見守っている。」
- ・基準を示す。「……してはならない。」だけでなく、「こんなときにはこうする」といいよ。」

(イ)意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。

- ・分かる楽しさを与える。「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。)
- ・自分のよさや自分との違いのよさを認める。「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」

(ウ)『ライフスキルかわぐち』の取組等をとおして、児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

(エ)児童会活動など児童が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

などのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

ウ 学習指導

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなる場合がある。逆に、児童が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

エ 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の良好な関係が重要である。そこで、学級懇談会などの機会を活用し、保護者同士のネットワークづくりを

進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話題にするなど工夫する。また、PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

オ インターネットを通じて行われるいじめの防止

本校では、児童の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、インターネット上のいじめに遭遇しないよう県民生活部青少年課『子供安全見守り講座』等を活用し、いじめ防止及び情報モラルの徹底を図る。また、携帯電話・スマートフォン等の使用についての川口市小学校長会及び川口市PTA連合会の共通方針を配付し、保護者への協力を依頼する。

② 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な行為であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は月例いじめ調査や定期的なアンケート調査、教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- ア 生活アンケートを記名・無記名で実施し、実態把握をするとともに、記入のあった児童に対しては迅速に事実確認や指導を行い、アンケート用紙にその記録を残す。管理職・生徒指導主任・いじめ対応教諭で共有し、いじめ問題対策委員会においても共有する。
- イ 埼玉県教育委員会発行の「彩の国生徒指導ハンドブック I's 2019」にある「教職員用いじめ発見のチェックシート」を活用し、該当する項目があれば児童に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任（いじめ対応教員）、学年主任、管理職に相談する。
- ウ 「I's 2019」にある「いじめの早期発見」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- エ 国立教育政策研究所発行の「生徒指導リーフ」参考にし、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、次の点に留意して取り組む。

ア いじめている児童への指導（「I's 2019」参照）

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

イ いじめられている児童への支援（「I's 2019」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意す

る。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

指導後も見守りを続け、3か月後にいじめに係る行為が止んでいること、被害児童が苦痛を感じていないことが確認できたことをもって解消とする。年度をまたいだことで安易に解消としない。また、再発の可能性もあることから、事案によっては解消後についても注意深く見ていく。

ウ 周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害児童の気持ちになって考えさせ、いじめの加害児童と同様の立場にあることに気付かせる。

エ 見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気をもたせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

オ 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・『ライフスキルかわぐち』を活用し、自尊感情をはぐくみ、コミュニケーション能力を身に付けさせ、互いを認め合う人間関係の醸成を図る。
- ・いじめを考える機会をつくり、話し合いなどを通して、いじめに向かわない態度・心情を育成する。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動をとおして、好ましい人間関係を築く。
- ・各教科指導においても授業規律を整え、学ぶ喜びを味わわせる授業を継続する。
- ・行事等を通して、学級の連帯感を育てる。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。

カ 他校の児童・生徒が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童・生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

キ 川口市教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を川口市教育委員会へ報告する。

④ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がい

じめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、並木小学校いじめ対策委員会においては、解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、事案に応じて支援プランを策定し、確実に実行する。「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、事案に応じて当該いじめの被害児童及び加害児童を日常的に注意深く見守っていく。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

- ① 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。
- ② いじめにより重大な被害が生じた重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ③ 重大事態が発生した場合、本校は川口市教育委員会へ事態発生について報告する。
- ④ 本校は、いじめ問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
- ⑤ 上記④の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)
- ⑥ 上記④の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者にあらかじめ説明しておく。
- ⑦ 上記④の調査を行ったいじめ問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた児童及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- ⑧ 上記④の調査結果は、川口市教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(2) 川口市教育委員会又は本校による調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

① 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、「児童が自殺を企図した場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は本校の判断により、迅速に調査に着手する。また、いじめにより重大な被害が生じた重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は川口市教育委員会へ、事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

重大事態が発生した場合には、直ちに川口市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと川口市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、川口市教育委員会のいじめ問題調査委員会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、川口市教育委員会との連携を図りながら実施する。

エ 調査を行うための組織について

その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。この組織の構成については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。また、必要に応じて調査委員会の委員等を教育委員会に相談する。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事

情や児童の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、川口市教育委員会のいじめ問題調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(ア) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

(イ) いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

カ 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

(ア) 背景調査にあたり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

(イ) 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

(ウ) 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、川口市教育委員会又は本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

(エ) 詳しい調査を行うにあたり、川口市教育委員会又は本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意できるようにする。

(オ) 調査を行う組織については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特

別の利害関係を有する者ではない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- (カ) 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- (キ) 客観的な事実関係の調査を迅速に進めるため、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。
- (ク) 本校が調査を行う場合においては、川口市教育委員会へ報告するとともに必要な指導及び支援を受ける。
- (ケ) 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。また、「I's 2019」の「第2章 自殺防止について」も参考にする。

キ その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、本校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。川口市教育委員会又は本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

川口市教育委員会又は本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、川口市教育委員会又は本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、川口市教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

イ 調査結果の報告

調査結果については、川口市長に報告する。

上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて川口市長に送付する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、並木小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、並木小学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

<付則>

令和4年4月1日一部改正